

EU の基本条約たる [EU 条約](#)・[EU 運営条約](#)、<sup>1</sup>および、EU 代表部サイト「[欧州連合\(EU\)とは](#)」・「[EUを知るための12章](#)」(少しスクロールすると出てくる)、外務省「[欧州連合\(EU\)概況](#)」・「[EU情勢](#)」を見ながら、以下の問題について考えてみよう。

1. なぜ石炭・鉄鋼から統合が始まったのだろうか。なお、EU の先駆けとなった[ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体\(ECSC\)](#)は、[設立条約](#) 97 条に 50 年の期間存続することが明記されており、その規定通り、設立 (=設立条約発効) から 50 年後の [2002 年 7 月 23 日に解散](#) (=設立条約終了) している。
2. ECSC 設立とほぼ同時期に、OECD の前身たる [OEEC](#) ([OECD](#) については、[外務省・OECD 東京センター](#)も参照)、[NATO](#) ([外務省](#))、[欧州評議会](#) ([外務省](#)) が設立されている。なぜ似たような機構が同じ時期に 4 つも作られたのか。
3. 2012 年 12 月 10 日に授与された[ノーベル平和賞の授賞理由](#)においても“peace”がまず第一に挙げられているように、ヨーロッパ統合は、平和を最大の目的とする。とはいえ、地域統合を進めることは、即ち国家の権限をそれだけ減らすことを意味する。自らの権限を減らすことを受け入れてまで統合を進めようとする事情には、どのようなものがあつたのだろうか。
4. EU は、「関税同盟」でもあり「単一市場」(共同市場・共通市場とも言う)でもある(上記『12 章』38 頁および第 6 章)。「関税同盟」と「単一市場」との違いは何か。また、[日本も締結している FTA/EPA](#) により形成される「自由貿易圏」との違いはどうか。
5. マーストリヒト条約以降、リスボン条約までの間、EU と EC とが併存していた。EU と EC との違いは？
6. EU の主要機関は、[議会](#)・[ヨーロッパ理事会](#)・[理事会](#) (「EU 理事会」「閣僚理事会」とも呼ばれる)・[委員会](#)・[裁判所](#)・[ヨーロッパ中央銀行](#)・[会計検査院](#)である (EU 条約 13 条 1 項)。このうち、かなり特殊な後 2 者を除いて考えても、国連やそのほかの国際機構の基本的形態 (総会・理事会・事務局) とは相当異なる。議会・ヨーロッパ理事会・理事会・委員会が果たすべき役割はどのようなものか。また、EU 裁判

---

<sup>1</sup> EU 条約・EU 運営条約のいずれも、日本語の条約集に訳が載っている。EU 運営条約は、EU 機能条約と訳されることもある。原語 (EU サイトで確認されたい) に忠実に訳すならば「EU のはたらきに関する条約」とでもすべきところだが、ここでは広く用いられている EU 運営条約という表記を用いておく。

所は国際司法裁判所と比較してどのように異なるか。

7. EU は、広範な立法権を持っており (『12 章』38 頁の「EU が単独で権限を持つ分野」と「EU と加盟国が権限を共有する分野」)、[立法手続](#)も高度に整備されている (『12 章』26 頁の「共同決定」と「同意手続き」。EU サイトの [Application of EU laws ページ](#)の下の方にある“[How it works: European laws](#)”というストリーミングビデオを見てくること)。さらに、[司法手続](#)も強力である。そこから、「EU はもはや国際機構よりは連邦国家に近い」と言われることがある。その見解につきどう考えるか。

### 追記

法的観点から見ると、EU の最も画期的な点は EU 立法の直接適用可能性および優越性である。ただし、この問題は国際法第一部を学んでからでないと理解が困難であるため、今年度の講義では扱わない (参照、酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011 年) 第 4 編第 5 章第 4 節)。

### 参考文献

- ヘルデーゲン『EU 法』(ミネルヴァ書房、2013 年)
- 庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』(岩波書店、2013 年)
- 中西優美子『EU 法』(新世社、2012 年)
- 田中素香ほか『現代ヨーロッパ経済 [第 3 版]』(有斐閣、2011 年)
- 久保広正・田中友義 (編著)『現代ヨーロッパ経済論』(ミネルヴァ書房、2011 年)

以上